

別表第1(第3条関係)

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	訪問介護、訪問入浴介護、 訪問看護及び訪問リハビリテーション、 居宅介護支援	事業所の所在地から利用者宅まで訪問に20分以上40分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の15パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額	10分の10	区分1から4までの基準額の合計額に補助率を乗じた額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問に40分以上60分未満の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の25パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問に60分以上75分未満の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の35パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問に75分以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の100パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
	通所介護、通所リハビリテーション、 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	事業所の所在地から利用者宅まで送迎に20分以上40分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の15パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅まで送迎に40分以上60分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の25パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅まで送迎に60分以上75分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の35パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		

		事業所の所在地から利用者宅まで訪問に75分以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の100パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
2	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護及び訪問リハビリテーション、居宅介護支援	いの町内の特別地域加算対象地域に所在する事業所が、補助対象サービスを提供した場合であって、事業所の所在地から利用者宅まで訪問に要する時間が20分未満である場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の10パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	いの町内の特別地域加算対象地域に所在する事業所が、補助対象サービスを提供した場合であって、事業所の所在地から利用者宅まで送迎に要する時間が20分未満である場合。ただし、往復とも送迎を行った場合に限る。	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の10パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
3	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護及び訪問リハビリテーション、通所介護及び通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、居宅介護支援	区分1又は2に該当する事業者が、補助対象となる介護又は看護等の介護サービスに専ら従事させるため(当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく指定を併せて受けている場合にあつては、当該指定を受けている事業に従事する場合を含む。)常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から1年以内の場合。ただし、 市町村が事業所から申請を受理した日 以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。	新たに雇用した職員一人につき、区分1又は2の補助要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の5パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
4	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護及び訪問リハビリテーション、通所介護及び通所リハビリテーション、居宅介護支援	区分1又は区分2に該当する事業者が、補助対象となる介護サービスを提供するにあたり、有料道路及び船舶を利用して利用者宅までの訪問又は送迎を行った場合。	有料道路及び船舶の使用に要した額		

(注1) 事業所には、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年老企第25号)に定める「本体の事業所とは別にサービス

提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

(注2) 利用者とは、法において要介護又は要支援と認定された者、法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスが必要と市町村が認めた者のうち、旧神谷村、旧三瀬村、旧吾北村及び旧本川村に居住する者とする。

(注3) 訪問又は送迎に要する時間とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要するといの町長が認めた時間とする。

(注4) 所定単位数とは、法に基づく介護給付費単位数サービスコード表の合成単位数とする。ただし、第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち平成26年改正前法に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス及び介護予防通所介護に相当するサービスは、市町村の定める単位数とする。

(注5) 基準額の計算は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)に定められた方法に準じ行うものとする。

(注6) 区分1及び2において、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、片道のみ送迎を行った場合は、往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助する。なお、所定単位数が月当たりで決定される場合は、1ヶ月間のサービス提供回数のうち過半数が片道のみ送迎となったときに往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助するものとし、過半数を下回る場合には往復送迎が行われたものとみなす。

(注7) 区分2の補助対象サービスは、各市町村の区域(平成16年以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村の区域とすることも可能)におけるサービスごとの前年度4月の合計利用回数が200回以下(障害者総合支援法に基づく利用回数を含む。)のサービスが補助対象となる。ただし、この区分2は、病院又は診療所が行っている訪問看護、訪問リハビリテーションは対象とならない。

(注8) 区分2は、旧神谷村、旧三瀬村、旧吾北村及び旧本川村にある事業所が対象となる。

(注9) 区分3において、月途中から雇用した場合は、雇用した日から対象とする。また、月途中まで雇用した場合は、雇用した日までを対象とする。

(注10) 補助対象となるサービス提供は、当年度4月から3月分までのサービス提供分とする。

(注11) 「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年老企第25号)の規定による。

(注12) 区分4において、事業所から利用者宅まで、有料道路を使用せずに訪問又は送迎を行った場合の移動距離が30km以上又は移動時間がおおむね60分以上であり、有料道路を利用することで移動時間が30分以上短縮される場合に限り対象とする。ただし、有料道路を20km以上利用する場合は、30分の短縮効果があったものとみなす。

(注13) 区分4の船舶の使用において、市営定期船を使用した場合に限り対象とする。ただし、市営定期船が天候不良等の理由による欠航時においてチャーター船を利用した場合については、その限りではない。

別表第1の2(第3条関係)

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	小規模多機能型居宅介護	事業所の所在地から利用者宅まで訪問、送迎に20分以上60分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当する訪問、送迎回数に450円を乗じて得た額	10分の10	区分1及び区分3の基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問、送迎に60分以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当する訪問、送迎回数に1,050円を乗じて得た額		
3	小規模多機能型居宅介護	区分1に該当する事業者が、補助対象サービスに専ら従事させるため介護又は看護等の介護サービスに直接あたる常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から1年以内の場合。ただし、 市町村が事業所から申請を受理した日 以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。	新たに雇用した職員一人につき、補助の要件に該当するサービス提供回数に150円を乗じて得た額に相当する額		

(注1) 事業所には、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年老計発第0331004号、老振発第033104号、老老発第0331017号)に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

(注2) 利用者とは、法において要介護1、要介護2、要支援1又は要支援2と認定された者のうち特別地域加算対象地域(平成24年3月厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち、いの町内にある地域をいう。)に居住する者とする。(ただし、特別地域加算対象地域ではないが、介護サービスの確保が困難な地域(最寄の事業所まで20分以上かかる地域)に居住し市町村長が補助することが適当であると認めた者を含む。)

(注3) 訪問又は送迎に要する時間とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要するといの町長が認めた時間とする。

(注4) 補助対象となるサービス提供は、当年度4月分から3月分までのサービス提供分とする。

(注5) 区分3において、月途中から雇用した場合は、雇用した日から対象とする。また、月途中まで雇用した場合は、雇用した日までを対象とする。

(注6) 「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年老企第25号)の規定による。

別表第1の3(第3条関係)

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
5	訪問介護、居宅介護支援	事業所が、補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、一時金を支給した場合	新たに雇用した職員1人につき、20万円を上限として事業所が支給した額	10分の10	区分5から6までの基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
6		区分1に該当する事業所が補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、就労に伴い発生した転居に係る費用を支給した場合	新たに雇用した職員一人につき、10万円を上限として、事業所が支給した額		

(注)

- 1 事業所とは、法第8条第2項の規定に基づく訪問介護を行う事業所及び法8条24項の規定に基づく居宅介護支援を行う事業所のうち、旧神谷村、旧三瀬村、旧吾北村及び旧本川村に所在する事業所をいう。
- 2 職員とは、法第7条第5項に規定する介護支援専門員及び法第8条第2項に規定する訪問介護を行う者をいう。また、「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年老企第25号)の規定による。
ただし、過去に本補助金に基づく一時金及び転居に係る費用(以下「一時金等」という)の支給を受けている者は除く。
- 3 1の事業所(以下「前の事業所」という)に勤務していた者が別の町内の別の事業所(以下「別の事業所」という)に新たに雇用された場合は、その者が前の事業所を退職した日の翌日から起算して3ヶ月を越えてから、新たに別の事業所に雇用された場合に限り、補助対象とする。
また、過去に勤務していた事業所に再度雇用された場合、又は過去に勤務していた事業所と同じ法人が運営する他の事業所に雇用された場合も同様とする。
- 4 区分5、6とも、雇用を開始した日から3ヶ月以内に事業所から職員へ支給した場合のみ対象とする。
- 5 区分5において、一時金とは、職員が新規に就労した事実に対して支給する金銭をいい、給料及び通勤手当、家族手当、住居手当等の諸手当並びに賞与、その他労務提供の対価や、資格や地位又は職責に対して、又は福利厚生として支給する金銭は含まない。
- 6 区分6において、次のいずれかに該当する場合は対象としない。
・旧住居地から新住居地までの陸路による路程が8km未満である場合

- ・旧勤務地と新勤務地までの陸路による路程が8km未満である場合
- ・転居により、新住居地から新勤務地までの陸路による路程が短縮されない場合
- ・いの町内での転居である場合

7 区分6において、転居に係る費用とは、次に掲げるものとする。

- ・就労に伴う移転のための家財の運搬等に係る経費(引越業者に依頼した場合の料金、レンタカーを利用した場合の料金、自家用車をフェリーで運搬した場合の航送料金を含む)
- ・就労に伴う移転を行った場合の旧住居から新住居までの移動に係る旅費(運賃等)。ただし、家族の旅費は除く。
- ・就労に伴い新たに居宅又は居室を賃借した場合の敷金及び礼金。

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（いの町暴力団排除条例（平成23年いの町条例第2号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。